

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ み や き 亭 代表者名 代 表 取 締 役 会 長 佐 藤 啓 介 (コード:2753 東証プライム・名証プレミア) 問合せ先 執行役員管理本部副本部長 松井 貴志 (TEL,0568-32-8800)

株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2024年7月3日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株主の皆様と一層の価値共有をはかることで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を高めるため、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を発行するものであります。

- Ⅱ. 新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の数

200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 20,000 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与 株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

- 3. 新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、 本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2024年7月25日から2064年7月24日とする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端 数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、上記3.(3)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び 従業員の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ 行使できるものとする。
 - ② 上記3.(3)の期間内において、新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、上記①に関わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過 することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2024年7月25日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者(その相続人を含む。)が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株 予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使が できなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 200 個

以上